

## 委託設計書

所属部課名	松戸市教育委員会 学校教育部 学校財務課							
	部長	審議監	課長	専門監	補佐	係	設計者	内容審査
委託名称	松戸市立小中学校草木収集運搬業務委託（第A地区）							
委託場所	松戸市立馬橋小学校他16校							
事業年度	令和 8 年度							
履行期間	自 令和 8年 4月 1日 至 令和 9年 3月 31日							
委託価格	1回当たりの単価の合計						円	

松戸市教育委員会

設計概要

松戸市立小中学校草木収集運搬業務委託（第A地区）・・・1回当り

松戸市教育委員会

## 內訛表

第1表 单価表

## 普通作業員

## 1回 当り

## 第2表 单価表

## 一般運転手

## 1回 当り

### 第3表 单価表

## ダンプトラック (2t 積)

## 1回 当り

## 松戸市立小中学校草木収集運搬業務委託 (第A地区) 内訳比率表

## 仕様書

- 1 事業名称 松戸市立小中学校草木収集運搬業務委託（第A地区）
- 2 事業場所 松戸市立馬橋小学校他16校
- 3 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 業務内容 学校から排出されるせん定枝・草・落葉等の草木を収集し、指定の処理場へ運搬する
- 5 種類
- ・せん定枝
  - ・刈草
  - ・落葉
  - ・その他上記に類する草木
- 6 年間予定（量・回数・要請回数）
- |       |     |           |
|-------|-----|-----------|
| ・収集量  | ・・・ | 40,000 kg |
| ・収集回数 | ・・・ | 28回       |
- 7 収集日・収集時間
- 収集日は、原則として土・日、祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く日とし、教育委員会からの要請があった日に収集する。  
収集時間帯については、極力午前中に業務完了すること。  
なお、収集時間帯に行けない時は、予め学校に通知すること。
- 8 収集場所 収集場所は収集必要校各校の所定場所とする。
- 9 一般事項
- 1) 車両については、本市より一般廃棄物収集運搬車証明書の発行を受けているものとする。また、車種については搬入先の指示に従うこと。  
但し、大型車両で運搬を行う場合、搬入出口が狭い学校があるため特に注意すること。また、大型車両に限らず、学校運営業務に支障のないよう搬入出をすること。
  - 2) 台貫計量時、該当業務受託業者であることをクリーンセンターの担当者がすぐに確認できるよう、車両及び車両の前面フロント等の見やすい箇所に業者名を表示をすること。
  - 3) 搬入先は、原則和名ヶ谷クリーンセンターとし、変更する場合は別途、教育委員会が搬入先を指定する。
  - 4) クリーンセンターへの搬入量は1日2tを目安とし、1回の業務は、およそ2tになるよう行うこと。
  - 5) 本契約の「1回」とは、1日あたりおよそ2tの搬入量に達するまで行うこととする。
  - 6) クリーンセンターへの搬入時間は、午前9時から午後4時30分までとする。
  - 7) 本委託業務以外のごみと混せて収集しないこと。
  - 8) 収集に際して、収集時に各学校に保管してある全ての草木を収集すること。全て収集できない場合は、教育委員会に連絡し、指示を受けること。

- 9) 収集量は、クリーンセンターの台貫で計量した数量とする。
  - 10) 教育委員会から収集の要請を受けた時は速やかに収集計画を立て、教育委員会に通知すること。また、1日（1回）の業務終了後に収集校と収集量の報告をすること。
  - 11) 収集日の変更は、協議の上行なうものとする。
  - 12) 業務報告書には、搬入日ごとに作成した作業日報を添付すること。
  - 13) 作業日報は搬入日ごとに作成し、学校搬出時に立会者（学校関係者）のサインまたは検収印を受けること。
  - 14) 受託者は業務完了後、完了届（または一部完了届）、請求書、業務報告書作業日報、クリーンセンターが発行する計量伝票の写しを速やかに委託者に提出すること。
- 10 その他
- 1) 受託者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、同法「施行令」及び同法「施行規則」等関係法令を遵守すること。
  - 2) 受託者は「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の抑制に関する条例」（ディーゼル条例）を遵守すること。
  - 3) 収集時は、ごみの積み残しをせず、飛散防止に努めること。
  - 4) 処理中に学校及び第三者に損害を与えた時は、受託者がその責を負わなければならない。
  - 5) この仕様書に定めのない事項または、この仕様書に疑義が生じた事項については、協議の上定めるものとする。ただし、委託者が、管理運営上必要と認めた簡易な関連事項については、本仕様書に含まれるものとする。

# 松戸市立小中学校草木収集運搬業務委託（A地区）地区割表

地区	番号	学校	住所	電話番号
A	1	馬橋小学校	西馬橋一丁目12番地の1	047-341-1218
	2	小金小学校	小金355番地	047-341-0450
	3	小金北小学校	殿平賀270番地	047-343-1263
	4	古ヶ崎小学校	古ヶ崎四丁目3620番地の1	047-364-5118
	5	旭町小学校	旭町一丁目20番地の2	047-345-1177
	6	馬橋北小学校	新松戸南二丁目1番地	047-344-8586
	7	殿平賀小学校	殿平賀339番地の1	047-344-8621
	8	横須賀小学校	新松戸北二丁目13番地の1	047-344-4040
	9	新松戸南小学校	新松戸六丁目301番地	047-343-3275
	10	幸谷小学校	幸谷212番地の2	047-344-6765
	11	新松戸西小学校	小金1180番地	047-344-1061
	12	小金中学校	新松戸北二丁目16番地の11	047-341-0646
	13	古ヶ崎中学校	古ヶ崎2515番地の1	047-366-0420
	14	新松戸南中学校	新松戸南二丁目124番地	047-344-0188
	15	旭町中学校	旭町一丁目150番地	047-342-3651
	16	小金北中学校	幸田206番地	047-348-5700
	17	みらい分校	古ヶ崎一丁目3073番地	047-312-2031

# 松戸市立小中学校草木収集運搬業務委託（第A地区）報告書

年　月　日

松戸市教育委員会　教育長

受託者　　(住所)

(氏名)

事業名称　　松戸市立小中学校草木収集運搬業務委託（第A地区）

事業場所　　松戸市立馬橋小学校他16校

学校名

年　月　日から　　年　月　日に実施した業務内容を下記の通り報告し

名称	単位	数量	単価	金額
普通作業員	1回あたり			
一般運転手	1回あたり			
ダンプトラック	1回あたり			
ごみ処理	kg		16	
小計				
消費税相当額			10%	
合計				

下記のとおり業務を完了したことを確認しました。

確認年月日	年　月　日	監督職員	印
-------	-------	------	---

# 作業日報

事業名称	松戸市立小中学校草木収集運搬業務委託（第A地区）			
事業場所	松戸市立馬橋小学校他16校			
作業日	年 月 日 ( )	報告者		
名称	作業員氏名	単位	本日計	累計
普通作業員		1回あたり		
一般運転手		1回あたり		
ダンプトラック		1回あたり		
本日の収集校	学校名	収集開始時刻	収集完了時刻	立会者のサインまたは印
		:	:	
		:	:	
		:	:	
		:	:	
		:	:	
		:	:	
枝処分	処分場所	クリーンセンター 搬入完了時間	単位	数量
		:	kg	
備考				

【別紙：松戸市小中学校草木収集運搬業務委託（第A地区）業務フロー図】

